

平成30年5月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成30年5月10日 午後3時15分
第一委員会室

2 閉会日時 平成30年5月10日 午後4時50分

3 委員氏名

(1)出席者

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 西 茂太郎 | 篠崎 勝義 | 澁田 幸広 | 水野 賢二 |
| 矢野 秀樹 | 中野 晃 | 安武 正一 | 三輪 順一 |
| 澁田 一吉 | 中野 喬輔 | 松尾 秀志 | 青柳 治幸 |
| 青柳 茂 | 水上 哲実 | 松崎 富雄 | 原 月江 |
| 吉住三千代 | | | |

(2)欠席者(1名)

渡 秀孝

4 議事に参与した者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 牟田口政和 |
| 係長 | 藤本耕次郎 |
| 係 | 三原 昌代 |
| 農政係 | 小嶋 勉 |
| 農政係 | 松永健太郎 |

5 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について

第5号議案 非農地証明願について

午後 3 時 15 分開会

○事務局長（ 君） みなさんこんにちは。現地確認大変お疲れ様でした。

ただいまから、平成 30 年度 5 月期農業委員会定例総会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、本日の出席委員数の報告をさせていただきます。本日の出席委員数は 18 名で全員出席です。古賀市農業委員会会議規則第 7 条に規定された過半数の要件を満たしておりますことから、本総会は成立いたしました。

続きまして、議長の指名でございますが、古賀市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長を務めていただくことになっておりますことから、ここからの議事進行につきましては、 会長よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） では、ただいまから 5 月期の定例総会を始めさせていただきます。

○議長（ 君） では、本日の議事録署名人は、原委員と吉住委員さんでお願いいたします。

○議長（西 茂太郎君） では、第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 2 から、事務局説明をお願いいたします。

○事務局長（ 君） 大変申しわけありません。議案審議に入ってください前に、事務局から議案書の訂正に伴う差しかえのお詫びを、まずは冒頭に申し上げさせていただきたいというふうに思っております。現地確認の際に事務局のほうから御報告はさせていただきましたが、改めて、本会議の場で、差しかえのお願いとお詫びを申し上げたいというふうに思っております。

30 年度 5 月期農業委員会の議案書の訂正に伴う差しかえにつきましては、本日皆様方に別とじでお配りをさせていただいております資料でございます。

差しかえの理由については記載のとおりでございますが、読み上げさせていただきます。

こちらにつきましては、第 3 号議案の番号 2 に関連するものでございます。差しかえの理由につきましては、地元開発委員会から指摘があった事項、西側の境界既設ブロック、北側境界既設ブロック、野外駐車場の盛土高に訂正された計画平面図、断面図が後に提出をされたことによる差しかえでございます。訂正箇所につきましては、お配りをさせていただいております差しかえについての資料の記載のとおりでございます。

本来あってはならないことございまして、農業委員会の皆様方には大変御迷惑をおかけいたしました。今後、このようなことがないようにチェック体制の強化に努めてまいりたいというふうに思っております。大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（ 君） それでは、事務局お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第1号議案農地法第3条の許可申請、番号2について御説明いたします。

今回の申請内容は、申請人が農地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。なお、本件につきましては、平成29年度3月期農業委員会にてあっせん委員を指名し、平成30年4月18日にあっせん協議会を開催し、双方の合意がなされたことから申請がなされたものでございます。

まずは申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は さん、年齢73歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約55年ほど伺っております。現在の農業経営状況は、水稻及び野菜を作付けしていらっしゃいます。所有の農機具等でございますが、トラクター、田植え機、コンバイン、2tトラック、軽トラックをそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、申請地の位置図を御説明させていただきます。議案書の3ページをごらんください。

今回の申請地は、古賀市立青柳小学校の北側に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する営農計画といたしましては、現在、田として水稻を作付けされていらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付けしていきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、2万99.04㎡で、今回の申請地1,584㎡を合わせますと、2万1,683.04㎡となり、50a要件を満たしております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら、ないようでしたら採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、1号議案、番号2に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じ第1号議案で、番号3、事務局説明お願いいたします。

[議案朗読]

○係 () それでは、第1号議案農地法第3条の許可申請、番号3について御説明いたします。

今回の内容は、申請人が申請地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。なお、本件につきましては、平成29年度3月期農業委員会にてあっせん委員を指名し、平成30年4月18日にあっせん協議会を開催し、双方の合意がなされたことから申請されたものでございます。

まずは申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は さん、年齢73歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約55年ほどと伺っております。現在の農業経営状況は、水稻及びイチゴを作付けしていらっしゃいます。所有の農機具等でございますが、トラクター、田植え機、コンバイン、2tトラック、軽トラックをそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をいたします。議案書の4ページをごらんください。

今回の申請地は、古賀市立青柳小学校の北側に位置します、丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在、田として水稻を作付けしていらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付けしていきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、2万9,904㎡で、今回の申請地1,213㎡を合わせますと、2万1,312.04㎡となり、50a要件を満たしております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○議長 (君) ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたけど、何か御質問ありましたら。これもあっせん事業の売買でございますから、何も無いと思えますけど。無いようですので、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (君) では、第1号議案、番号3に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手16/16名]

○議長 (君) 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、第1号議案、番号4、事務局説明お願いいたします。

○係 () 第1号議案の番号4の説明に入ります前に、今回、番号4と番号5が関連

の交換なっております。よって、双方が関連いたしますことから、読み上げ及び説明については、4番と5番を一括してさせていただきまして、議決については4番、5番、それぞれお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（ 君） はい、お願いします。

○係（ ） ありがとうございます。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第1号議案、番号4及び番号5について御説明いたします。

今回の内容でございますが、番号4と番号5、それぞれ同等の面積で交換を行い、そのまま農地として使用していくという内容となっております。

まずは、番号4の申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は さん、年齢80歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約60年ほど伺っております。現在の農業経営状況は、水稻、キャベツ、ブロッコリーを作付けしていらっしゃるのとでございます。所有の農機具等でございますが、トラクター、田植え機、耕運機を各1台、草刈り機を3台お持ちでいらっしゃいます。

続きまして、番号5の申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は さん、年齢54歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約30年ほど伺っております。所有の農機具等でございますが、中耕機及び草刈り機をお持ちでございます。現在の農業経営状況は、ウメ及びミカン等の果樹をつくっていらっしゃるのとでございます。

今回、4番と5番の同等の面積を測量、分筆いたしまして交換する内容でございますが、こちらの、まず位置図について御説明をさせていただきたいと思っております。議案書の5ページをごらんください。

今回交換の農地でございますが、県道米多比谷山古賀線、薬王寺温泉入口交差点の南東に位置します、丸囲み内、ちょっと筆が小そうございますので黒塗りになっておりまして、真ん中をちょっと横線で切っておりますが、こちらの2筆をお互い交換する内容となっております。

議案書の6ページをごらんください。こちらが今回交換する双方の内容でございます。まず、④、 番 と書いた分でございますが、こちらについて、現在の、今回の申請者でございます さんがお持ちでございます。そして、⑤、 番 と書いているほう、番号5の申請者の さんがお持ちでございますが、こちらのちょうど真ん中の間を挟んでいるラインでございますが、こちらを水路が挟んでおります。よって、お互いが水路をまたいだような形で耕作をされていらっしゃるということで、こちらをお互い水路内におさまるよという形で交換をいたしまして、農地として効率利用していきたいとの内容となっております。

では、最後に、番号4及び番号5に対する耕作面積等を御説明させていただきたいと思ひます。
では、下限面積の御説明をさせていただきたいです。

まず、番号4の申請人の現在の耕作面積は、1万1,009.61m²で、今回の申請は番号5との同一面積の交換でありますことから、耕作面積の移動はありませんので、50a要件を満たしております。また、番号5の申請人の現在の耕作面積は、5,462m²で、今回の申請は同一面積の交換でありますことから、耕作面積の移動がございません。よつて、50a要件を満たしております。あわせまして、番号4及び番号5の地元農業委員さんからの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。番号4及び番号5について、それぞれ議決をお願いいたします。説明は以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたけど、まず最初に第1号議案の4番から、何か問題ありましたら。なければ、採決とりたいと思ひますがようございませうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案の番号4に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16／16名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

続きまして、同じく第1号議案の番号5に対して、何か御質問がありましたら。なければ、採決とりたいと思ひますがようございませうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案の番号5に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16／16名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく第1号議案、番号6に対して、事務局説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第1号議案の番号6について御説明いたします。

今回上がっております内容は、農地と公衆用道路の交換となっております、公衆用道路につきましては農地ではございませぬので、交換の相手方がこちら議案書に記載されないという内容でございます。

まず、今回の申請の申請地について御説明をさせていただきますので、議案書の7ページをご

らんください。

今回、こちらの7ページの黒塗りで塗ってあります部分と斜線部、丸囲みになっております斜線部の部分の交換となっておりますが、こちらにつきましては薦野にあります大根川にかかる薦野橋の北西に位置します丸囲み内斜線部1筆と、こちら黒塗り部分の交換ということでございます。

こちらの経緯につきましては、現在、[]番[]、こちらの筆の東側及び西側合わせまして田んぼがございまして、今回の所有者でございます[]さんがお持ちの農地でございます。現在、こちらの里道がもう一体として取り込まれたような形となっております、今回、周囲の農地の所有者の方から、里道が現在ないような状態になっているということで市のほうに申し立てがございましたので、現在こちらを利用されております所有者の方に、市のほうから、こちらの道路につきまして原状復旧をするのか、それともつけかえを行うのかということで協議をしてまいりました結果、[]番[]、こちらの土地を分筆登記いたしまして、こちらを道路として、いわゆる公衆用道路でございますが、農業者が多く使っている、いわゆる農業用の通路となっている部分でございますので、こちらのほうを分筆して市のほうと交換したいという内容でございます。

今回、3条の申請で、委員の皆様はこれがなぜ3条なんだということで、おわかりになられないかと思っておりますので、こちらについて簡単に御説明をさせていただきます。

農地法施行令第2条に、農地または採草放牧地の権利移動の不許可の例外というものがございます。こちらの農地法施行令第2条第1項第1号ロ、こちらに地方公共団体がその権利を取得しようとする農地を公用または公共用に供すると見られる場合、こちらは3条の申請となるということでございます。

よって、今回3条申請が上がっておりますが、交換の相手であります申請人が、いわゆる地方公共団体でございます。よって、通常3条で御説明をしております耕作面積でありますとか、また農業経営状況、農機具等、また下限面積というのは、これが相手方が市になりますので、こちらは発生いたしませんので、説明は割愛をさせていただく内容となります。

よって、こちらの番号6の農地と公衆用道路の交換について、御審議をいただきたいと思えます。なお、本件につきまして、通常の3条の申請と同様に、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（[]君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。

ちょっといいですか。これは例えば、払い下げということはできんかったんか。

○係（ ） 今の御質問に対してお答えいたします。

払い下げにつきましては、当初、交渉の中で検討してきたところでございましたが、実際に最終的に払い下げをする場合は、結局、今回、周囲の農業者から、農地に入れなくなる恐れがあるということで申請があつておりましたので、実際に払い下げをしてしまいますと、この奥側、ちょうど今回の7ページをごらんいただきまして、7ページの申請地でございます斜線部分の北東側の農地に、もう全く乗り入れができなくなってしまう。そして、こちらの乗入口、 番の のすぐ左上でございますが、三角になっている土地の方、こちらの方のこの道路を使う必要があるということから、払い下げをしてしまいますと、所有者の持ち物になってしまいますので、またほかの農業者が使えないということになってしまいますことから、払い下げではなく交換という形で協議を進めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かないですか。なければ、採決とりたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案の番号6に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第2号議案市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いいたします。番号1、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第2号議案農地法第4条の許可申請、番号1について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第4条の申請で、所有権に基づき共同住宅を建築するという内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の9ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、県道米多比谷山古賀線、大塚交差点の東側に位置します、丸囲み内斜線部2筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の北側及び南側は他地目による分断、西側及び東側に一部農地の広がりがございますが、その先に他地目による分断があり、10ha未満の広がりであることから、2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の10ページをごらんください。

今回の計画は、共同住宅建築に関する図面が示されております。まず、乗入口につきましては東側道路1カ所からとなっております。計画地内には木造2階建ての長屋、15台分の駐車場及び12台分の駐輪場を設ける計画となっております。また、北側農地及び西側との境界につきましては、コンクリートブロックを打つ計画となっております。

では、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、建屋の周囲に雨水枡を設け、建屋部分からの雨水につきましては集水枡を通じ、南東側の既設側溝へ排出する計画となっております。また、駐車場及び駐輪場部分からの雨水につきましては、水勾配を設け、東側、道路沿いがございますが、こちらに新設側溝を敷地内に設けまして、こちらを通じ、最終的に南東側の既設側溝へ合流させ、排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

汚水及び雑排水につきましては、現在、東側の道路に集落排水管が通っておりますことから、こちらへつなぎ込みをする計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。

縦横断図につきましては、A-A断面が10ページの上段部分、B-B断面が10ページの左端に記載をされております。今回、道路高より少し現況が低くなっておりますことから、A-A断面及びB-B断面双方におきまして、最大40cmの盛土をする計画となっております。なお、切土については発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は条件付承諾ということで、4点の条件が付されております。1、 開発規約を厳守のこと。2、計画変更の場合は開発委員会を開くこと。3、水路拡大図を添付のこと。4、中心から50cmのコンクリート打ち及び工事中の安全確保。以上、4点の条件を付されまして、平成30年3月21日付の署名、捺印をいただいております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。地元委員さん、私でございますので、再説明させていただきます。

去る3月21日の日に、地元開発委員会を開き、建設業者を呼んで開きました。特に、この

農地はもうこの下にはほとんどないんですけど、水路はやっぱり上からの汚水水路が全部入ってきます関係上、水路敷きだけは確保するよという事で、側溝の中心から50cmを引かせた状態でブロック塀を建てさせるという事で、認可しました。基本的に、ほかはもうほとんど問題ないと思いますので、[]としては認めております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひします。

何かありましたら。ないようでしたら採決とらせてもらってようございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 ([] 君) では、第2号議案、番号1に対して賛成されます方は挙手でお願ひいたします。

[賛成者挙手16/16名]

○議長 ([] 君) 全員賛成、ありがとうございます。

○議長 ([] 君) 続きまして、第3号議案市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号1から、事務局、説明お願ひいたします。

[議案朗読]

○係 ([]) それでは、第3号議案農地法の第5条許可申請、番号1について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、貸資材置場に転用するという内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の12ページ及び13ページをごらんください。

今回の申請地でございますが、玄界環境組合古賀清掃工場の南西に位置します、丸囲み内斜線部3筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。

申請地の西側、東側、南側につきましては、他地目による分断、南東側には一部農地の広がりがございますが、段差による分断、北側にも一部農地の広がりがございますが、他地目による分断があり、10ha未満であることから、第2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の13ページをごらんください。

こちらは今回の貸資材置場に関する計画が示されているところでございます。

まず、乗入口につきましては、東側の道路1カ所からとなっております。こちらの乗入口につきましてはアスファルト舗装を行い、残りの通路部分につきましては、切り込み砕石を入れ、転

圧をかける計画となっております。今回の計画では、トラック、ユニック車駐車を6台分、重機置場を3台分、その他の資材関係の置場を3カ所のスペースに分ける計画となっております。なお、西側及び南側との境界には既設ブロックがございますが、今回、北側との境界につきましては新設のブロックを設ける計画となっております。

それでは、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、水勾配を設け、北西側の集水桝に集めるような水勾配、後で御説明をさせていただきますが、こちらの盛土をする計画となっております、こちらの北西側の集水桝から暗渠管を通じ、北側の既設側溝へ排出する計画となっております。

また、県道側への直接の流水を防ぐため、今回、敷地内の一番東側でございますが、こちらに敷地内に新設側溝を設けまして、こちらの側溝を通じまして、最終的には同じく北西側の既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について御説明させていただきます。

汚水及び雑排水は、今回、貸資材置場のため、原則発生いたしません、重機等が侵入するため、北西側に油水分離槽を設置する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の14ページをごらんください。

こちらには13ページの計画図に切り込みを入れておりますが、1-1断面、A-A断面、B-B断面を記載させていただいておるところでございます。先ほど少し触れさせていただきましたが、今回、水勾配を設けますが、現況とは逆勾配になりますことから、1-1断面及びB-B断面にて、最大1.5mの盛土を行う計画となっております。なお、今回は切土については発生いたしません。

最後に、地元水利承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は条件付承諾ということで、2点の条件が付されております。1、残土は持ち込まないこと。2、油脂類は油水分離槽で処理し、農業水路へ油脂類、土砂を流さないこと。以上、2点の条件を付されまして、平成30年3月23日付の承諾書の提出がっております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたので、地元委員さんの 委員さん、説明お願いたします。

○委員（6番 君） 開発委員会を3月期に実施いたしまして、先ほど事務局が申しましたように、条件として2条件を挙げております。1番関係があるのが雨水、雨水の油類が一番問題ということでの条件で、油水分離槽をつくるという条件を付しております。

それと、県道沿いでございますので、県道沿いのほうに泥が流れないようにというふうで、水勾配を逆勾配をさせていただいております。

以上でございます。御審議お願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明終わりました。何か御質問ありましたら。何かないですか。なければ採決とりたいと思いますが、ようございませうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、第3号議案の番号1に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく第3号議案、番号2、事務局説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係長（ 君） それでは、第2号議案農地法5条の許可申請、番号2について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で申請地を売買によって所有権を移転し、駐車場に転用するという内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げたとおりでございます。

まず、位置図について御説明をいたします。議案書の15ページをお開きください。

申請地は先ほど御確認いただきましたとおり、米多比にございます米多比児童館の西側に位置します、地図上丸囲み内の2筆になっております。

次に、農地区分について御説明いたします。

位置図でごらんいただきますとおり、申請地の北側、西側、南側、全て宅地による分断となっております、東側につきましては一部農地の広がりがございますが、その先には他地目による分断となっておりますことから、10ha未満の広がりということで、事務局におきましては2種農地であるという判断をいたしております。

続きまして、計画図について御説明をさせていただきます。訂正でお配りしております16ページをごらんいただきますようお願いいたします。

整備予定の駐車場について計画を示しております。こちら、先ほど、この駐車場につきましては無蓋駐車場、7台分の区画を整備するということになってございます。乗り入れ箇所につきましては、前面道路からの1カ所のみということになっております。

続きまして、雨水、雑排水関係について御説明をさせていただきます。

本計画につきましては、駐車場でありますことから、汚水、雑排水は発生しないと思われま
す。雨水につきましては、図面上部、西側に向けて、ちょっと図面ではわかりにくいとは思
いますが、勾配をつけますと、当該地、図面でいいますと上部西側に集水柵を設置いた
しまして、そこから既存の水路へ排出するというふうになっております。

続きまして、切土、盛土の関係について御説明を申し上げます。

切土については発生はいたしません、盛土について、最大おおむね90cmの盛土を
行うことになっております。なお、北側及び西側につきましては、既存のブロック2段
の上に、新設でブロック3段を、ブロックをつくるというふうな予定になっており
ます。

最後になります、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

本件につきましては条件付承諾となっております、まず1点目、申請地北側ブロックと水路
の間について、生コンを打設すること。2点目、申請地の地盤高を広域農道に合わせ
ること。3点目、広域農道側の工事における安全対策等、古賀市の指導指示に従うとい
うことで、条件が付されております。平成30年4月19日付で承諾書の提出があつて
おりました、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいておりますことから、事務
局で受理をいたしております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたので、地元の
 委員さん、説明お願いいたします。

○委員（15番 君） 地元としましては、去る4月11日に現地
で1回と、それから開発委員会を開催いたしております。

先ほど説明がありましたように、3点の条件を付したような形でございます。特に、この場所
につきましては、従来から非常にこの広域農道の交通事故が多発いたしております。特に重大事
故が多発しているというところで、しかも見通しが悪い、カーブがかなり急なカーブでござ
いますので、ここの駐車場の出入りについては、地盤高を道路高さに合わせろというこ
とで折衝した結果、合意に至ったというところでございます。

その他の条件につきましては、地元、それから業者ともに問題なく調整ができてい
るというところでございます、先ほど訂正分が配られたところでございますけれども、これに
私どもも時間を要したと、最終的に図面の差しかえというところに至ったということ
でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明
終わりましたけど、何かありましたら、 委員、どうぞ。

○委員（12番 君） 今回の開発と直接関係ないかもしれない
んですけども、以前からあそこ、素朴な疑問として、不自然に道がまがっているわけ
です。だから、もう当初から、

その道をつくった当時から、そしてまた、今回こういうふうの開発しようという現時点でも、行政のほうとして、もう少し安全な道づくりという点での指導というのは、過去、それから現在、あったんでしょうか。

○議長（ 君） 事務局どうぞ。

○事務局長（ ） 回答になるかどうかというところはあるんですけども、こういった開発に絡めて、例えば道を拡幅していくとか、各課協議を行うに当たっては、特に安全面というのは重視をして協議がなされております。

ただ、新しく道路をつくる際において、もちろん安全性が十分に担保されておかなければならないというところはあるかというふうに思っております。ただ、交通量が非常にふえていく中、大きな事故につながっていくというところはあるのだろうというふうに思いますけども、市としての協議、あるいは施工に至るまでの経緯の中で、十分に考えなければならない、実行に当たって考えなければならないところについては、安全性、道路の強度というところもあるんですけども、そこも含めた安全性というのが十分に担保されているものというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。はい。

○委員（15番 君） その件につきましては、私も地元の一住民として、この広域農道が建設される際に、用地買収がかなり難航したという場所ではございました。最終的に、予定の計画的な法線がうまくならず、少しカーブがきついような状態で、用地が整ったというところでございまして、確かに場所を見ますと、道路からすれば非常に見通しが急に悪くなったような場所ではございますけども、ちょっと用地買収の関係でこういう状況になっているというところでございます。

○議長（ 君） ようございますか、それで。はい、どうぞ。

○委員（12番 君） 農業委員会の視点としては、これ以上のことはないかと思うんですけども、どこかしらの行政の中で、ないしは民間の意見でもそうでしょうけども、何かこういうことに対して、きちんと道をもっと安全につくるようにというチェックが入るところといたしますか、タイミングがあるのかどうか、それをちょっと疑問に思うんですけども。実際、ここでは非常にこれからも道を使う車がふえるし、開発も進んでいく中で、ちょっとある程度タイミングよく手を打たないといけないのじゃないかなと、ちょっと疑問に思って考えますが、前向きなアイデアというのはないんでしょうか。

○議長（ 君） 事務局、何かありますか。事務局。

○事務局長（ ） 道路を新設する際の安全性というところでございますが、これは私

の経験上の話も交えて答弁をさせていただきたいと思いますが、ある大きな開発がありまして、道路、出口の部分、大きな道路に接続をするという計画がございました。その安全性を担保するための協議として、警察との協議、もちろん交差点協議になりますと、特に見通しがどうであるのかとか、またカーブの部分、それと開発の用途に応じて、例えば大型のトラックが右折、左折をする道路幅なのかどうかというところ、あらゆる面で警察からの指導があっているというところは、私の体験の中でありました。

そういった部分では、十分に市役所の中の協議に限らず、関係機関、今の話で申し上げますと、警察との協議は十分に整った上で、道路をつくっていくことに着手をしていくということになりますので、そういった部分では十分に、今後も警察との協議というのは決して欠くことはできないというふうに思いますので、そういった部分で安全性の担保というのは保たれているものだというふうに理解をしております。

○議長（ 君） ようございますか、それで。

○委員（12番 君） はい、わかりました。

○議長（ 君） ほかに何かないですか。なければ採決とりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第3号議案、番号2に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 承認されました。全員賛成です、ありがとうございます。

ちょっと、次、4号議案に行く前に、ちょっと聞きたいことがあるんですけど、いいですか。

これ、いつも、ずっと思いよったんやけど、地目に対しての表記の問題、台帳は田になって、きょうでもう4号議案上がったもんやけど、台帳は田やけど現況も田なっている、あれが畑じゃないですかということです。イチジク植わったから。

そういう、ちょっとやっぱり、本当にその荒廃農地は荒廃農地でいいんじやけど、無理やりそこを田にせんでもいいんじやなかろうかと。現況をはっきりしとったほうがいいっちゃなかろうかと思いますが、どうですか。

じゃあ、休憩入ります。

午後4時06分休憩

午後4時20分再開

○議長（ 君） では、再開します。事務局。

○事務局長（ ） 先ほど会長から御質問がありました件ですけれども、台帳現況の記載のところでございますが、台帳は登記簿謄本に記載されております地目をここに記載するわけでございます。現況につきましては今後の工夫ということでございまして、事務局現地確認をいたします。明らかに田畑とわかる部分についてはそのように記載をさせていただきたいと思っておりますが、先ほどご質問がありまして、どちらか非常に判断が難しい場合においては、例えば地元農業委員さんあるいは地元農区、近所で耕作をされている方々にお話をさせていただく中で、記載をさせていただくような形で、ちょっと工夫を凝らして農業委員会の議案書の作成に努めていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（ 君） よろしくお願いたします。

○議長（ 君） では、第4号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○農政係（ ） それでは、第4号議案について御説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

それでは、19ページをごらんください。左上に平成30年度第2号と書かれております。今回、新規で8件の申し出がっております。

それでは、20ページをごらんください。整理番号3、貸し手、 、久山町在住。借り手、 、古賀市筵内在住。利用権設定をする土地は、筵内の字松ケ元の畑1筆2,324㎡です。平成30年4月1日から平成32年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、20ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号4、貸し手、 、古賀市筵内在住。借り手、 、古賀市筵内在住。利用権設定をする土地は、筵内の字湯ノ裏の田んぼ1筆2,059㎡です。平成30年4月1日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、21ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号5、貸し手、 、古賀市小竹在住。借り手、 、古賀市小竹在住。利用権設定をする土地は、小竹の字屋敷の畑1筆818㎡です。平成30年5月1日から平成32年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、22ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号6、貸し手、 、古賀市薦野在住。借り手、 、古賀市

薦野在住。利用権設定をする土地は、薦野の字貝地の畑1筆、字鳥居前の田んぼ1筆、字苦桃の田んぼ1筆、合計5,145m²です。平成30年4月20日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、23ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号7、貸し手、[]、古賀市薦野在住。借り手、[]、古賀市薦野在住。利用権設定をする土地は、薦野の字原の田んぼ2筆、合計817m²です。平成30年4月20日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、24ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号8、貸し手、[]、古賀市新久保在住。借り手、[]、古賀市薦野在住。利用権設定をする土地は、薦野の字原の田んぼ1筆684m²です。平成30年4月20日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、25ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号9、貸し手、[]、福岡市在住。借り手、株式会社[]代表取締役[]、古賀市青柳に事務所がございます。利用権設定をする土地は、新原の字柴原の畑6筆、合計9,210m²です。平成30年5月1日から平成32年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、26ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号10、貸し手、[]、古賀市筵内住。借り手、[]、古賀市舞の里在住。利用権設定をする土地は、筵内の字南原の畑4筆、合計2,474m²です。平成30年5月1日から平成35年12月末まで6年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、27ページの記載のとおりとなっております。

以上、新規の利用権設定については、全て地元農業委員の署名、捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（[]君） ありがとうございます。それでは、事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[]君） ないようでしたら採決とりたいと思いますが、4号議案について賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（[]君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（[]君） 続きまして、第5号議案非農地証明願について、番号1から、事務局説

明お願いいたします。

○係（ ） 第5号議案の朗読に入ります前に、今回、番号1と番号2については、先ほど現地でも御確認いただきましたが、切り離せない関係上、番号1と2の読み上げ及び説明を一括でさせていただきますして、審議については番号1、番号2、それぞれにお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（ 君） はい、お願いします。

○係（ ） ありがとうございます。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第5号議案の番号1及び番号2について、御説明をさせていただきます。

今回の申請は、農地法第2条に定める農地であるか否かを当委員会に決定していただくための議案上程でございます。

番号1及び番号2の申請人及び申請地につきましては、朗読のとおりでございます。

では、今回の申請地の非農地証明に至る経緯について御説明をさせていただきます。

まず、議案書の29ページをごらんください。先ほど現地でも少し御説明をさせていただきましたが、今回市のほうが所有しております、筵内にごございます峠大人地区農機具倉庫についてでございます。

こちらについては29ページの左上のほうに、現在の関係図を書いておりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

まず、Aの土地につきましては市が所有している宅地でございますが、御確認いただきましたとおり、隣地の さんの擁壁が建っており、その市の所有部分の宅地部分については、現在 さんが取り込んだような形となっております。

そして、現在の敷地内でありましてBの部分でございますが、こちらにつきましても、同じく地目は宅地でございますが、逆に さんが所有しているような形となっております。

また、 番及び 番につきましては、 さんがお持ちの土地を市が取り込んだ形となっており、 番につきましては、市が所有しておりますが、地目が畑になったままということとなっております。

こちらの申請地につきましては、昭和55年の3月にこちらの工事が完了いたしまして、その後、農機具倉庫として現在まで使用されている状況でございます。しかしながら、平成29年の10月の段階で、今回、こちらの土地の整理をしておりまして、こういった土地の取り違えの事実が発覚いたしましたことから、こちらについて協議を行ないまして、今回の非農地証明願を申請に至ったということでございます。

今回、A及びBの部分につきましては、現在、地目は宅地となっておりますことから、当委員会につきましてはそのほかの■■番、■■番、■■番、こちらについて、農地法第2条に定める農地であるか否かを決定していただきたいという申請となっております。

今回、こちらの申請につきましては、ちょっと位置図のほうでも、29ページ、同様に御説明させていただきたいと思いますが、筈内にごさいます大人峠集会所の東側に位置します、今回の申請は番号1と2を合わせまして、丸囲み内3筆となっておりますのでございます。

まず、30ページには測量図をつけておりますので、A、B、■■番、■■番、のところに丸をつけて、■■番については現在市が所有しておりますが宅地になっていると。こちらの測量図と先ほどの位置図を見比べていただければと思います。

それでは、交付基準について御説明をさせていただきます。議案書の31ページをごらんください。まず、こちらが番号1の部分、■■番の土地の部分についてとなっております。こちらについて御確認いただきながら御説明をしていきたいと思っております。

まず、1番でございますが、住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過していることとございますが、昭和55年からでございます、20年を経過しておりますので適としております。

2番につきましても、進入路、いわゆる農機具倉庫への入口から建屋にかけての部分が入っておりますので、こちらも20年以上経過しておりますので適としております。

3番につきましては、市街化区域内農地ではございませんので、検討外としております。

4番につきましては、農業委員会からの違反転用処分及び指導を受けておりませんので、適としております。

5番につきましては、農振農用地でないことから適としております。

6番につきましては、農業生産力の高い土地で土地改良事業の対象農地ではございませんので、適としております。

7番につきましては、農業施設等の補助対象農地ではございませんので、適としております。

8番につきましては、集団性のある優良農地内ではございませんので、適としております。

9番は、自然災害による被災土地ではございませんので、検討外としております。

10番につきましては、おおむね20年以上耕作放棄されとございますが、もう20年を経過しており、農地行政上、将来的にも農地として使用することが困難であると考えられますので、適としております。

11番につきましては、農地法第30条第3項の規定による指導を農業委員会より受けておりませんので、適としております。

12番につきましては、他の法令との調整の見込みがあることから適としております。

13番につきましては、その他農業委員会が特に必要と認めたものがないことから、検討外としております。

続きまして、33ページから34ページにかけてございますが、こちらにつきましては、いわゆる市の所有ではなく所有者がほかにいらっしゃって、かつ、市が取り込んだ状態となっている2筆についてでございます。

それでは、33ページの番号1から確認をお願いします。

まず、1番、住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上とございますが、同様に昭和55年の建築であり、20年を経過しておることから適としております。

2番につきましては、今回の申請地、ちょうどこちらの建屋がある周囲の部分が、こちらが通り抜けができるようになっておりますので、こちらについても先ほどと同様に、20年経過しておることから適としております。

3番については、市街化区域内ではございませんので、検討外としております。

4番につきましては、農地法第51条の規定による違反転用処分、また違反転用の指導を受けていないことから、適としております。

5番につきましては、農振農用地でないことから適としております。

6番につきましては、土地改良事業の対象農地ではございませんので、適としております。

7番については、農業施設等の補助対象農地ではありませんので適としております。

8番については、集団性のある優良農地ではないことから適としております。

9番につきましては、自然災害による被災土地ではございませんので検討外としております。

10番について、おおむね20年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であると記載しておりますが、こちらについて、農地行政上、特に支障がないと認められる土地だと判断しておることから適としております。

11番につきましては、農地法第30条3項の規定の指導を農業委員会より受けておりませんので、適としております。

12番につきましては、他の法令との調整の見込みがあることから適としております。

13番につきましては、その他農業委員会が特に必要と認めたものがないことから、検討外としております。

次に、地元における現地確認書でございますが、こちらにつきましては、平成30年の4月24日付で地元農業委員さん及び農区長さんに署名、捺印をいただいております。こちらは番号1、2合わせてでございます。

なお、地目変更後の申請地の利用方法といたしましては、地目を宅地に変更し、そのまま所有権を移転して、その後、そのまま農機具倉庫として利用していきたいとのことでございます。

最後に、今回の非農地証明願の提出に当たり、通常であれば申請者より願末書が提出されますが、今回は市のほうを取り込んだ形となっておりますので、所管課であります農林振興課長からお詫びを申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（ 君） はい。

○農林振興課長（ ） 古賀市建設産業部農林振興課長を務めております と申します。今回、会長を初め、農業委員の皆様方におかれましては、このような形でお詫びを申し上げることについて、大変御迷惑をおかけしているというふうに、大いに反省をしておるところでございます。

こちらの農機具保管庫の建設経緯につきまして、あるいは今回の非農地証明願の提出についての経緯につきましては、先ほど農業委員会事務局から説明があったとおりでございます。私も農林振興課長を拝命した昨年10月に、本件が明らかになったという事実を知ったわけでございます。ただ、歴史が非常に古いということも、その時点で知ったわけでございます。

今回、土地の取り込み、あるいは地目が畑になっているような状況を整理したいということで、関係機関各課とお話をさせていただきながら、本日の非農地証明願ということで、させていただいております。

今後も、農機具保管庫を地域の方が農業用の資材、あるいはトラクターなどをここに保管するというふうな目的で、十分に使っていただきたいという気持ちがございます。とは言いましても、市民の模範とならなければならない市の姿勢、農地法を無視したというふうな形につきましては、当農業委員会に対して深くお詫びを申し上げる次第でございます。

この件につきましては、先日行われました農業委員会の事前審査会でも役員の皆様方から厳しい御指摘をいただいているところでございます。今後、このようなことがないようにしてもらわないと困るというふうなことを受けております。ここで皆様方に御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

農地の取り扱いにつきましては、特に建設産業部が所管する公共事業において、非常に無視をされてきているというのが過去ございました。しかしながら、毎年4月の課長会において、公共事業を行う際の土地の底地が農地である場合は、事前に農業委員会事務局に相談をするようにというふうな形で、農業委員会事務局からも通知がなされているところでございます。古賀市役所で、全ての課の管理職に対してそういった通知を、通達をしていることから、現在は非常に多くの課から、農業委員会事務局のほうに相談がなされているということも、事務局から報告を受けているところでございます。

こういったことも含めまして、今後強化をしていくとともに、今後発生することにつきましては、十分に農業委員会事務局とも相談をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えている

ところでございます。

少し長くなりましたけれども、皆様方にお詫びを申し上げるとともに、目的でございます農機具保管庫を今後も利用していきたいというふうな考えを持っておりますので、お取り計らいのほうをよろしく願いを申し上げる次第でございます。このたびは大変御迷惑をおかけしました。本当に申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（ 君） どうもお疲れさまでした。では、第5号議案に対して、何か御質問ありましたら、ないですか。はい、どうぞ。

○委員（15番 君） この市有地以外の個人の土地でございますけれども、建物が建っておりますけれども、土地の買収の交渉、いわゆる一切交渉なしに建てたんかということなんです。今後、これ、どうなされるのか。買収するのかどうか。その辺の何か方向性というのが決まっているのでしょうか。

○議長（ 君） 事務局。

○農林振興課長（ ） 市の立場から答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

当然、こちらにつきましては、経緯は先ほど農業委員会の事務局からお話、説明があったとおりでございます。今の状況を少し申し上げたいというふうに思っております。

こちらの土地の買収につきましては、平成29年度の3月、平成30年第1回の定例市議会におきまして、買収をするための予算計上を補正予算で承認をいただいた上で、30年度に繰り越しをして、整理をしていくということで、市議会に対して御説明を申し上げた次第でございます。

そして、土地の所有者からの買収の今の現在の進捗につきましては、もうほとんどとっておりますか、価格交渉まで行っている状況でございます。当然、こういった現在の状況であるということの御説明は十分にさせていただいた上で、買わせていただきたいというお話をさせていただいており、土地の所有者からもおおむね承諾をいただいているというふうな状況でございます。

ただ、農地でございますことから、今回、非農地証明願を当農業委員会のほうに上程をさせていただいて、御承認をいただければ、改めて土地の所有者との価格、売買に関する契約等々、実務を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（ 君） ようございますか。ほかに何かないですか。はい。

○委員（6番 君） つまらんことばってんが、この1番、2番の適用検討内容一覧表の項目の中で、（4）と（11）、違反転用の指導を受けていない、同じく11のぼってが農業委員会はわからんとですよね、こげんとは。これ、適と書くとば、事務上書かないかんとかいな。

たったそれだけの疑問です。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） 今回、市が持っております公共用地でございますことから、その建物があります事実である、こういったところから、農地パトロール等の対象になっていない土地でございました。よって、違反転用の、結果としてでございますが、農業委員会から指導を行うことができなかったということでございまして、そういった経緯からも、逆に農業委員会としては農地パトロールで農地、登記地目が田畑であるものが違反になっているのというのは、当然確認していかなければいけない事項でございますが、そういった市の公共用地であることから見落としていたということがございますので、あえて適と書かせていただいております。

以上でございます。

○議長（ 君） ようございますが。

この案件に対して、もう前から非農地証明は出てきますから。毎回、毎回。だから、違反転用をどこまで見るかということが本当難しいんですよ。これ、出勤しとけば、1回しとけばもう絶対土地が売買、動きもできんこととなりますから。

事務局。

○係（ ） 今御意見いただいた内容でございますが、逆に農業委員会のほうから違反転用だということで指摘をいたしますと、非農地証明ではなく、いわゆる追認転用、転用という、通常であります議案の中で行っていくような内容となっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（ 君） ほか何かないですか。なければ採決とりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第5号議案の非農地証明願について、番号1から採決とりたいと思いますが、番号1で賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成です、ありがとうございます。

続きまして、第5号議案の番号2に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

では、議案はこれで全部終了いたしました。ありがとうございました。

午後4時50分閉会